

広  
報

にわ

丹羽郡の水道と消防の情報誌

# KOUIKI

2025.6  
No. 47

だより



|                    |      |
|--------------------|------|
| 下半期の事業報告等.....     | P. 2 |
| 令和7年度予算の概要.....    | P. 3 |
| ナチュラルウォーター販売決定！... | P. 5 |
| 水質検査結果（令和6年度）..... | P. 7 |
| 災害に対する水道の備え.....   | P. 8 |
| 火の用心.....          | P. 9 |

水道部では、水道管の漏水調査を定期的に行っています。無駄な水を少しでも減らすだけでなく、漏水による陥没事故などを未然に防止します。今後も漏水の早期発見と修繕を行うと共に、老朽化管路の更新や耐震化に努めてまいります。



# あいさつ

皆様方には、日頃より消防事業・水道事業に対し格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本組合の事業である消防・水道の両事業は、住民の皆様方の生命、身体、財産を守ること、また、安全で安心な水を供給することで、生活の根幹を支える重要な使命を担っております。

今年度は新たに5名の消防職員を迎え入れました。今一度初心にかえり、皆様方から「このまちなら安心して住める」と思っていたいただけるような広域行政を推進していく所存でございます。

引き続き、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

丹羽広域事務組合 管理者 鈴木 雅 博

## 令和6年度下半期の 水道事業業務状況

下半期の主な事業といたしましては、上半期に引き続き第4次水道整備実施計画に基づき、基幹管路や避難所等の重要施設への配水管の更新及び耐震化を施工しました。

予算執行状況（税込）令和7年3月末現在（単位：円）

| 区 分   | 予 算 額         | 執 行 額         | 予算に対する執行率 |
|-------|---------------|---------------|-----------|
| 事業収益  | 1,148,485,000 | 1,131,022,999 | 98.5%     |
| 事業費用  | 1,035,799,000 | 1,007,152,763 | 97.2%     |
| 資本的収入 | 377,664,000   | 321,005,701   | 85.0%     |
| 資本的支出 | 741,808,000   | 504,989,659   | 68.1%     |

## 配水量

（単位：m<sup>3</sup>）

| 年度 \ 月 | 10      | 11      | 12      | 1       | 2       | 3       | 計         | 前年度同期比 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|--------|
| 令和6年度  | 541,361 | 566,262 | 554,586 | 561,490 | 573,003 | 514,113 | 3,310,815 | 98.4%  |
| 令和5年度  | 549,454 | 566,897 | 553,878 | 571,785 | 577,336 | 543,942 | 3,363,292 |        |

## 県水受水量

（単位：m<sup>3</sup>）

| 年度 \ 月 | 10      | 11      | 12      | 1       | 2       | 3       | 計         | 前年度同期比 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|--------|
| 令和6年度  | 335,026 | 350,075 | 345,299 | 346,469 | 358,200 | 321,527 | 2,056,596 | 98.3%  |
| 令和5年度  | 346,594 | 352,760 | 343,926 | 352,666 | 358,634 | 336,989 | 2,091,569 |        |

## 有収水量

（単位：m<sup>3</sup>）

| 年度 \ 月 | 10      | 11      | 12      | 1       | 2       | 3       | 計         | 前年度同期比 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|--------|
| 令和6年度  | 459,353 | 545,334 | 445,367 | 555,646 | 438,293 | 565,133 | 3,009,126 | 99.5%  |
| 令和5年度  | 468,268 | 547,244 | 444,708 | 563,268 | 441,517 | 558,698 | 3,023,703 |        |

## 令和6年度一般会計（消防事業）の予算執行状況 令和7年3月末現在

### 歳入

（単位：円）

| 款        | 予 算 額       | 収入済額        | 比 率    |
|----------|-------------|-------------|--------|
| 負 担 金    | 861,158,000 | 861,158,000 | 100.0% |
| 使用料及び手数料 | 527,000     | 741,176     | 140.6% |
| 国庫支出金    | 16,192,000  | 0           | 0.0%   |
| 財産収入     | 2,000       | 57          | 2.9%   |
| 繰 入 金    | 1,000       | 0           | 0.0%   |
| 繰 越 金    | 16,767,000  | 16,767,202  | 100.0% |
| 諸 収 入    | 9,217,000   | 1,503,376   | 16.3%  |
| 組 合 債    | 7,000,000   | 7,000,000   | 100.0% |
| 合 計      | 910,864,000 | 887,169,811 | 97.4%  |

### 歳出

（単位：円）

| 款     | 予 算 額       | 支出済額        | 比 率   |
|-------|-------------|-------------|-------|
| 議 会 費 | 1,287,000   | 853,995     | 66.4% |
| 総 務 費 | 54,596,000  | 52,105,195  | 95.4% |
| 消 防 費 | 833,000,000 | 806,592,251 | 96.8% |
| 公 債 費 | 17,644,000  | 17,560,764  | 99.5% |
| 予 備 費 | 4,337,000   | 0           | 0.0%  |
| 合 計   | 910,864,000 | 877,112,205 | 96.3% |



丹羽広域事務組合議会 3 月定例会が、令和 7 年 2 月 28 日（金）に開会され、水道事業会計及び一般会計の予算が可決されましたので、その概要をお知らせします。

## 令和 7 年度水道事業会計予算の概要について

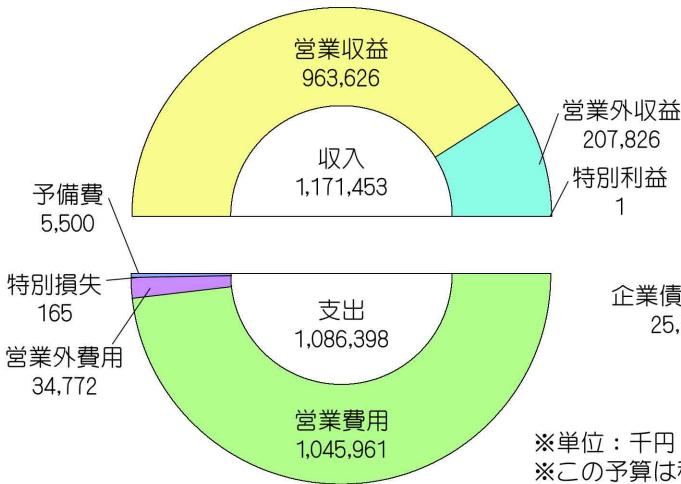
令和 7 年度水道事業会計予算のうち収益的収支においては、事業収益 1 1 億 7, 1 4 5 万 3 千円に対し、事業費用は 1 0 億 8, 6 3 9 万 8 千円で、差引 8, 5 0 5 万 5 千円収益が上回る予算となっております。

次に資本的収支においては、収入 4 億 8, 9 0 4 万 2 千円に対し、支出は 8 億 5 9 3 万 9 千円の予算です。この収支の差引不足額 3 億 1, 6 8 9 万 7 千円は、減債積立金 2, 5 0 0 万円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 3, 6 7 9 万 6 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5, 5 1 0 万 1 千円で補てんします。

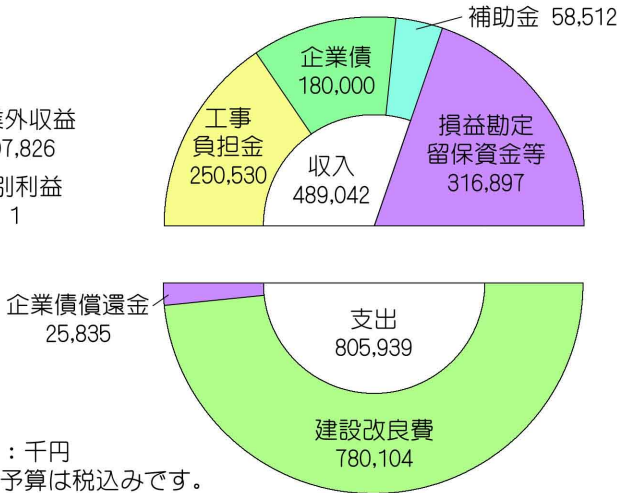
### 業務の予定量

- 1 給水戸数 2 5, 3 3 8 戸
- 2 年間総配水量 6, 7 1 9, 0 0 0 m<sup>3</sup>
- 3 1 日平均配水量 1 8, 4 0 8 m<sup>3</sup>
- 4 主な建設改良  
配水管更新 D I P. N S φ 5 0 0 他 L = 3, 4 6 5 m

### 収益的収入・支出



### 資本的収入・支出



※単位：千円  
※この予算は税込みです。

## 令和 7 年度一般会計（消防事業）予算の概要について

一般会計（消防事業）予算は、大口町、扶桑町及び水道部の負担金でまかなわれており、それらは、議会費、共通の総務費、消防費（職員の人件費、車両の維持や火災予防の啓発活動）などの業務に充てられています。

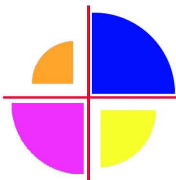
主な歳出として、尾張中北消防指令センターの中間更新に伴う高機能消防指令設備の負担金が令和 7 年度に必要となります。

| 歳入内訳     |         | (単位：千円) |
|----------|---------|---------|
| 負担金      | 982,161 |         |
| 使用料及び手数料 | 493     |         |
| 国庫支出金    | 1       |         |
| 財産収入     | 5       |         |
| 繰入金      | 1       |         |
| 繰越金      | 10,000  |         |
| 諸収入      | 339     |         |
| 組合債      | 0       |         |
| 合計       | 993,000 |         |

| 歳出内訳 |         | (単位：千円) |
|------|---------|---------|
| 議会費  | 1,870   |         |
| 総務費  | 55,588  |         |
| 消防費  | 906,182 |         |
| 公債費  | 19,360  |         |
| 予備費  | 10,000  |         |
| 合計   | 993,000 |         |

一般会計 総額 9 億 9, 3 0 0 円





## 水道検針員を募集しています！

水道検針は、水道メータの指針を確認して検針機器に数字を入力し、発行される検針票をポストへ投函することでお客様に使用水量と水道料金をお知らせする仕事です。短時間で効率よく働きたい方、自分のペースで働きたい方は必見です。

はじめは職員や検針員が同行して検針の流れをお教えしますので未経験の方でも安心して始めることができます！

お気軽にお問い合わせください。（詳しくはホームページをご覧ください。）

### ●業務内容

水道メータ検針・・・大口町と扶桑町地内の担当エリアの検針  
（奇数月は大口町、偶数月は扶桑町）

●応募資格・・・20歳から67歳までの健康な方

●検針期間・・・毎月15日から10日間  
（検針が早く終われば自分の時間が有効活用できます！）

●検針手数料・・・一般住宅 70円/件      集中検針（一部の集合住宅）50円/件  
件数・手数料平均      大口町480件・33,000円  
扶桑町750件・52,000円

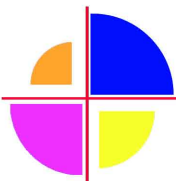
★提出書類・・・①水道検針員登録申込書 ②履歴書  
（水道部指定の書式、ホームページからダウンロードできます）



担当 丹羽広域事務組合水道部  
管理課業務係  
Tel 0587-95-3400 音声ガイダンス【1】  
開庁時間8:30～17:15（土日祝日年末年始除く）



ホームページ  
<https://www.niwa-suido.jp>



## 水道の検針にご協力をお願いします！

水道検針は2か月に1度行っています。

検針期間は、大口町は奇数月の15日～25日、扶桑町は偶数月の15日～25日です。

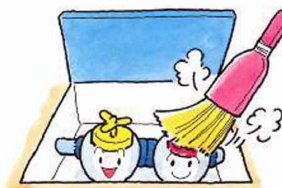
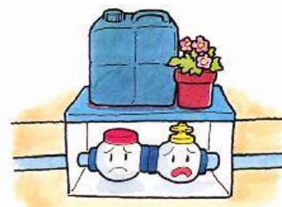
検針員は、当水道部指定のベストを着用し身分証明書を携帯しています。

※検針を行うため敷地内へ立入らせて頂きますのでご了承ください。

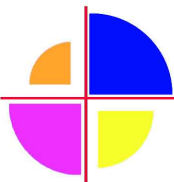
検針期間中はメータボックスの上や近くに障害となる物を置いたり、犬をつないだりしないでください。

車を駐車する際はメータボックスを避けて頂くか、検針時の移動をお願いします。

メータボックスが草木で覆われないようご協力ください。







## 漏水の確認方法！

最近、水道料金が高くなってきたな…。使い方は変わってないはずなのにどうして？そんな時は一度、漏水の確認をお願いします。

### 【確認手順】

- ①敷地内の蛇口を全て閉めてください。
- ②メータのパイロットを確認してください。
- ③**わずかでも回転していたら宅内のどこかで水が流れています（漏水）。**

### 水道メータの パイロット



わずかな漏水でもそのままにしておくと、お客様の水道料金に影響してしまいます。

漏水修理についてはお客様から水道工事店（丹羽広域事務組合指定給水装置工事事業者）へご依頼ください。

（お住まいが賃貸物件の場合は、建物の管理会社若しくはオーナー様へご相談ください。）

●指定給水装置工事事業者は丹羽広域事務組合水道部のホームページで確認してください。

【<https://www.niwa-suido.jp>】

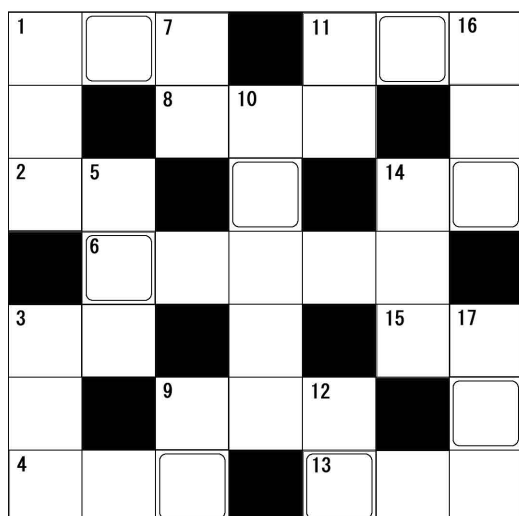
## ナチュラルウォーター販売決定！

近年自然災害が増加しており、私たちが住む丹羽郡でもいつどのような災害が来てもおかしくない状況です。災害が起きてから支援物資が届くまで最低でも3日は必要と言われており、3日間は家庭での備蓄品や自治体が準備した備蓄品で過ごさなければなりませんので、備えをすることがとても大切になります。水道部では、各ご家庭での災害備蓄のお手伝いが少しでもできればと、**5年保存のナチュラルウォーター（丹羽郡限定オリジナル）**の販売を行います。このナチュラルウォーターは、水道水の原水として適正に水質管理された丹羽郡の地下水を原料とし、おいしく安全な水をいつでもどこでも飲んでいただくために製造します。詳細は、町広報誌の9月号又は水道部ホームページに掲載を予定していますので是非ご覧ください。

## チャレンジクロスワードパズル



☐ の文字を並べてある言葉を作てね！



**キーワード 難易度4★★★★☆**



【ヒント】

暑くなる時期に欠かせないこと！

答えは12ページの下にあるよ！

ヨコのヒント

- 1 全身美容のこと、からだのお手入れやリラクゼーション
- 2 他国の国籍を得て、その国民となること
- 3 白と黒の丸い石を順番に置いていって、陣地を取り合うテーブルゲーム
- 4 生まれたばかりの赤ん坊を初めて入浴させること
- 6 宝石や貴金属をあしらった装飾
- 8 電気の銅線をらせん状に巻いたもの
- 9 気がかりなことが除かれ安心すること
- 11 氷を英語で
- 13 刃物の刃が薄いもの
- 14 地球の周りを公転する惑星
- 15 電車が発着するところ



タテのヒント

- 1 いきいきと働こうとする気力
- 3 人をおそれさせ、従わせる力や勢い
- 5 子供などに必要以上の保護を与えること
- 7 小さい動きを大きな動きに変える仕組み
- 9 サケ目の淡水魚 夏に美味
- 10 見た目の華やかさはないが実力や魅力のあるもの
- 11 数字の2を中国語で
- 12 元素記号「Cu」
- 14 本を読んだり食事をしたりする家具
- 16 イネ科の多年草 秋の七草の一種 別名：尾花
- 17 金製の義歯





# 水質Q&A 第8回

○今回は、最近関心が高くなっているPFAS（ペーファス）について紹介します。

PFASとは、1万種類以上ある有機フッ素化合物の総称です。そのなかでもPFOS（ペーフォス）とPFOA（ペーフォア）は、環境中で分解されにくく、蓄積性が高い物質であり、環境省や都道府県等が実施した調査において暫定目標値を超過する事例も確認されています。このPFOSとPFOAは水や油をはじき、熱に強い特性から過去には、フライパンの表面加工や泡消火剤、食品の包み紙など幅広く使用されてきました。現在では、法律で製造、輸入、使用が禁止されている物質です。

水道水では、検査義務のない管理目標設定項目となつていますが、丹羽郡の各配水区域別に検査を実施し、その結果を公表しています。また、国の検討会により令和8年度から検査義務のある水質基準項目に移行する予定で進められています。

※PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）※PFOA（ペルフルオロオクタノ酸）

## 健康への影響は？

コレステロール値や発がん性との関連性が疑われていますが、現在でも「健康影響に関する情報が不足しており、不明な点が多く、その他の健康影響についても、評価に使用できる情報が現時点では不十分であり、今後の知見の集積により、新たに検討が必要となる可能性はあり得る。」とされています。

## 暫定目標値及び基準値の考え方は？

暫定目標値は給水栓水において50ng/L以下です。体重50kgの人が、1日当たり2Lの水道水を生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと考えられている値です。 ※ngとは10億分の1g

## 水質基準項目になったら？

暫定目標値と同様の、50ng/L以下を基準値として採用する予定です。

PFOS、PFOA 水質検査結果  
(令和6年度の最高値)

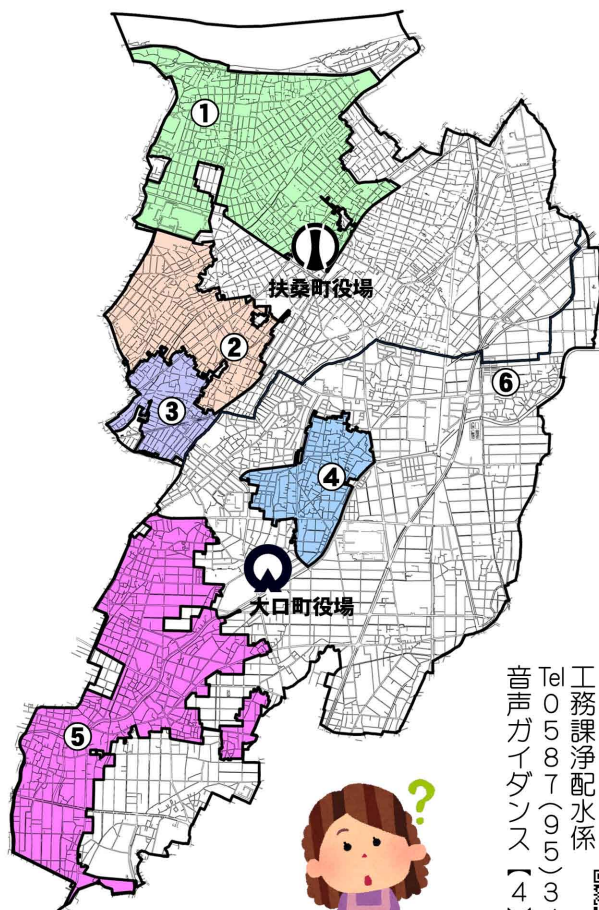
(単位: ng/L)

| 配水区     | 検査結果 |                    |
|---------|------|--------------------|
|         | 給水栓水 | 原水                 |
| 大口北部配水場 | 29   | 北部水源 48            |
| 大口南部配水場 | 16   | 南部水源 17<br>北部水源 24 |
| 柏森北部配水場 | 23   | 東部水源 26<br>斉藤水源 21 |
| 柏森南部配水場 | 26   | 第1水源 27<br>第2水源 27 |
| 扶桑北部配水場 | 14   | 第1水源 17<br>第2水源 6  |
| ※河北配水場  | 未実施  | 県営水道 < 4           |

※河北配水場は愛知県企業庁が検査を実施した水を配水しています。

## 配水区域図

- ① 扶桑北部配水場
- ② 柏森北部配水場
- ③ 柏森南部配水場
- ④ 大口北部配水場
- ⑤ 大口南部配水場
- ⑥ 河北配水場



問い合わせ先  
工務課浄配水係  
Tel 0587(95)3400  
音声ガイダンス「4」



## 丹羽郡の状況は？

丹羽郡の水道水は、令和2年から水質検査を実施しており、全ての配水区域の給水栓水で国の定める暫定基準値を下回っています。

また、暫定基準値を下回っているものの、原水において比較的高い数値で検出された「大口北部配水場」では、独自目標値35ng/L以下となるよう県営水道の水を混ぜて配水することにより、濃度の低減化を図っており、原水及び給水栓において毎月、水質検査を実施し、独自の目標値を下回っていることを確認していますので、安心して水道水をご利用ください。

水質検査の詳細はホームページで公表していますので御覧いただくとともにお気軽にお問い合わせください。

# 安全な水道の水

水道法に基づき水質検査を行いました。

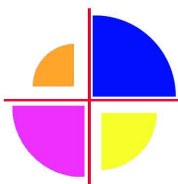
すべての配水場が水質基準に適合していますので、安心してご使用ください。

## 給水栓水水質検査結果（令和6年度）

| 項 目 名                    | 基準値           | 河 北<br>配水場 | 大口北部<br>配水場 | 大口南部<br>配水場 | 柏森北部<br>配水場 | 柏森南部<br>配水場 | 扶桑北部<br>配水場 |
|--------------------------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 一般細菌                   | 100個/ml以下     | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        | 検出せず        | 検出せず        | 検出せず        |
| 2 大腸菌                    | 検出されないこと      | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        | 検出せず        | 検出せず        | 検出せず        |
| 3 カドミウム及びその化合物           | 0.003mg/l以下   | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 4 水銀及びその化合物              | 0.0005mg/l以下  | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 5 セレン及びその化合物             | 0.01mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 6 鉛及びその化合物               | 0.01mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 7 ヒ素及びその化合物              | 0.01mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 8 六価クロム化合物               | 0.02mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 9 亜硝酸態窒素                 | 0.04mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 10 シアン化物イオン及び塩化シアン       | 0.01mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素         | 10mg/l以下      | 0.17       | 1.2         | 1.9         | 6.2         | 5.9         | 3.1         |
| 12 フッ素及びその化合物            | 0.8mg/l以下     | 0.09       | 0.08        | 0.06        | 0.09        | 0.08        | 0.09        |
| 13 ホウ素及びその化合物            | 1.0mg/l以下     | (-)        | (-)         | 0.03        | 0.03        | 0.03        | 0.02        |
| 14 四塩化炭素                 | 0.002mg/l以下   | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 15 1, 4-ジオキサン            | 0.05mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 17 ジクロロメタン               | 0.02mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 18 テトラクロロエチレン            | 0.01mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 19 トリクロロエチレン             | 0.01mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 20 ベンゼン                  | 0.01mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 21 塩素酸                   | 0.6mg/l以下     | 0.07       | (-)         | 0.06        | (-)         | (-)         | (-)         |
| 22 クロロ酢酸                 | 0.02mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 23 クロロホルム                | 0.06mg/l以下    | 0.018      | 0.005       | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 24 ジクロロ酢酸                | 0.03mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 25 ジブromクロロメタン           | 0.1mg/l以下     | 0.001      | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 26 臭素酸                   | 0.01mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 27 総トリハロメタン              | 0.1mg/l以下     | 0.023      | 0.007       | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 28 トリクロロ酢酸               | 0.03mg/l以下    | 0.01       | 0.004       | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 29 ブロモジクロロメタン            | 0.03mg/l以下    | 0.005      | 0.002       | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 30 ブロモホルム                | 0.09mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 31 ホルムアルデヒド              | 0.08mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 32 亜鉛及びその化合物             | 1.0mg/l以下     | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 33 アルミニウム及びその化合物         | 0.2mg/l以下     | 0.03       | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 34 鉄及びその化合物              | 0.3mg/l以下     | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 35 銅及びその化合物              | 1.0mg/l以下     | 0.002      | 0.013       | 0.008       | 0.011       | 0.007       | 0.007       |
| 36 ナトリウム及びその化合物          | 200mg/l以下     | 6.4        | 8.9         | 26          | 12          | 12          | 9.9         |
| 37 マンガン及びその化合物           | 0.05mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 38 塩化物イオン                | 200mg/l以下     | 8          | 10          | 33          | 10          | 10          | 9.1         |
| 39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）     | 300mg/l以下     | 19         | 48          | 52          | 68          | 66          | 64          |
| 40 蒸発残留物                 | 500mg/l以下     | 52         | 110         | 170         | 180         | 170         | 140         |
| 41 陰イオン界面活性剤             | 0.2mg/l以下     | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 42 ジェオスミン                | 0.00001mg/l以下 | 0.000002   | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 43 2-メチルイソボルネオール         | 0.00001mg/l以下 | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 44 非イオン界面活性剤             | 0.02mg/l以下    | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 45 フェノール類                | 0.005mg/l以下   | (-)        | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 46 有機物（全有機炭酸(TOC)の量）     | 3mg/l以下       | 0.7        | 0.4         | 0.3         | (-)         | (-)         | (-)         |
| 47 pH値                   | 5.8以上8.6以下    | 7.2        | 6.5         | 6.5         | 6.6         | 6.5         | 6.8         |
| 48 味                     | 異常でないこと       | 異常なし       | 異常なし        | 異常なし        | 異常なし        | 異常なし        | 異常なし        |
| 49 臭気                    | 異常でないこと       | 異常なし       | 異常なし        | 異常なし        | 異常なし        | 異常なし        | 異常なし        |
| 50 色度                    | 5度以下          | 0.5未満      | 0.5未満       | 0.5未満       | 0.5未満       | 0.5未満       | 0.5未満       |
| 51 濁度                    | 2度以下          | 0.1未満      | 0.1未満       | 0.1未満       | 0.1未満       | 0.1未満       | 0.1未満       |

※検出値は年間の最高値を記入しています。（-）は、各定量下限値を下回することを示します。





## 災害に対する水道の備え

### 災害時給水ステーション

地震などの災害が発生した際、現地で水道部職員が仮設の蛇口を設置し、住民の皆さまへ給水を行う場所です。

災害発生時には給水車での給水活動だけでは限界があるため、避難所等に予め仮設の蛇口を設置しておくことで給水拠点とすることができます。今後も配水管の耐震化に合わせ設置数を拡大していきます。

さいがいじきゅうすい

### 災害時給水ステーション

Emergency Water Supply Station



じしん  
地震などで水が出なくなった  
とき  
の  
時に、飲み水をもらうことが  
できます。

丹羽広域事務組合水道部  
TEL 0587-95-3400



この看板が目印！



#### 【令和7年3月末現在 設置場所】

(大口町)

大口町町民会館、大口西小学校、健康文化センター

(扶桑町)

丹羽高等学校、扶桑北中学校、扶桑町中央公民館、扶桑北部配水場(山名西学習等供用施設西側)、扶桑町総合福祉センター



### 危機管理対応訓練

防災意識向上と災害時及び緊急時の迅速な対応を目的に毎年危機管理対応訓練を実施しています。令和6年11月に行った訓練では、水質異常による「摂取制限を伴う給水継続※」を想定し、補水ポイントから給水ポイント（給水所）まで水道水を運搬する給水訓練を行いました。

#### 補水ポイント

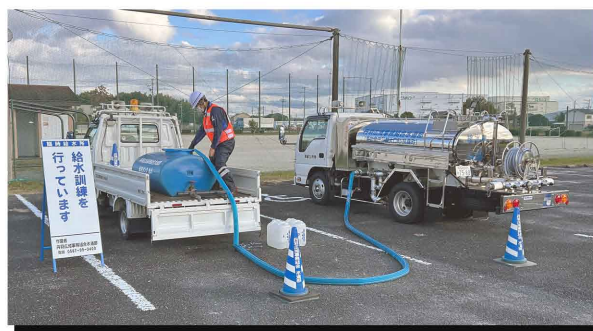


配水管から加圧式給水車へ補水



給水所まで運搬

#### 給水ポイント



加圧式給水車から給水所の給水タンクへ補水

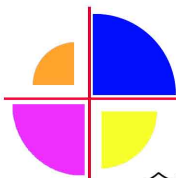
※摂取制限を伴う給水継続とは

水道水の飲用や調理への利用を控えていただきながら、トイレやお風呂等の生活用水として給水を継続することを言います。

このほか、飲料水を常に確保できる施設や県営水道等の水道管から当組合の配水管へ応急的に給水する施設などが整備されています。詳しくは、丹羽広域事務組合水道部ホームページ掲載の「災害対策について」をご参照ください。







## 丹羽消防署 救急 1 号車納車!

令和 7 年 2 月 28 日から丹羽消防署にて運用を開始している高規格救急車の新救急 1 号車についてご紹介します。



配備場所：丹羽消防署  
無線呼び出し名称：  
きゅうきゅうにわ 1  
乗車定員：7 人  
車両重量：2,830 kg  
車両総重量：3,215 kg  
長さ：566 cm  
幅：189 cm  
高さ：251 cm  
総排気量：2.69L  
駆動方式：4 輪駆動



車内の様子



自動心臓マッサージ器

### 特 徴

高規格救急車の救急 1 号車は、搬送時に車内で救急救命士が医療処置をできるように広く改良された車両です。昨年納車した救急 3 号車と同様に自動心臓マッサージ器を積載しており、正確かつ継続的な胸部圧迫ができ救急隊員が処置に専念できます。

### 防衛省補助

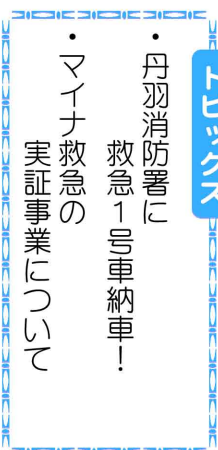
今回納車された救急 1 号車は、防衛省の岐阜基地周辺消防施設設置補助事業より補助をいただいております。そのため車両側面の後方には、防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレムが表示されています。



防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム



お問い合わせは  
丹羽消防署  
0587(05)5151まで



※くわしい統計は、  
丹羽消防 H P の  
「統計」欄に掲載して  
ます。  
「丹羽広域」で検索



#### 火災出動件数

#### 令和 6 年中の町別火災・救急・救助件数

|                | 大口町    | 扶桑町    | 合 計     | 前年比    |
|----------------|--------|--------|---------|--------|
| 件 数※( )は建物火災件数 | 18 (8) | 11 (6) | 29 (14) | 14 (4) |
| 死傷者数※( )は死者数   | 5 (1)  | 2 (0)  | 7 (1)   | 4 (1)  |

・電気配線や電池が火災原因となる火災が発生していますので電気機器の取扱いにご注意ください。

#### 救急出場件数

|              | 大口町         | 扶桑町           | 管 外     | 合 計           | 前年比       |
|--------------|-------------|---------------|---------|---------------|-----------|
| 件 数※( )は急病件数 | 1,065 (727) | 1,670 (1,193) | 52 (38) | 2,787 (1,958) | 117 (116) |

・昨年に比べ、「急病」の件数が若干増加しました。

#### 救助出動件数

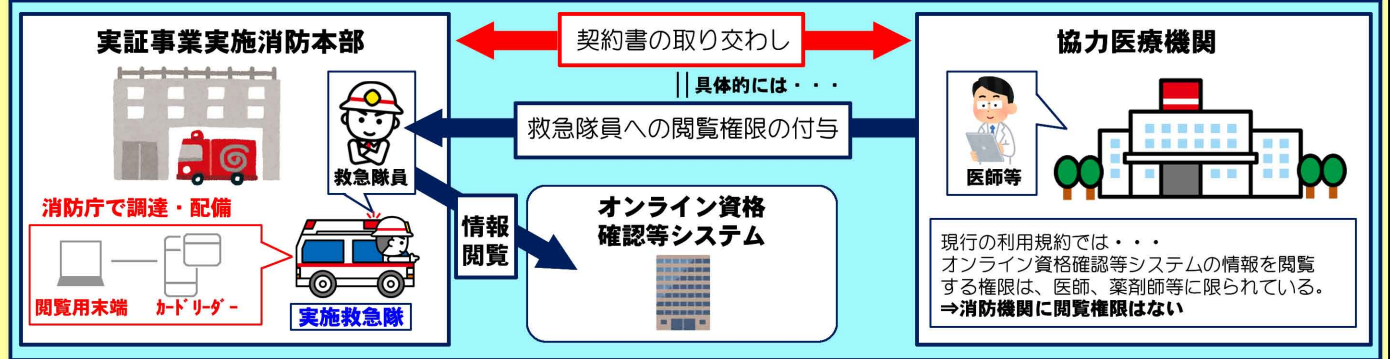
|               | 大口町    | 扶桑町    | 管 外   | 合 計     | 前年比    |
|---------------|--------|--------|-------|---------|--------|
| 件数※( )は交通事故件数 | 19 (3) | 28 (7) | 0 (0) | 47 (10) | 12 (5) |

・救助件数で最も多かったのは、救急活動等で建物の施錠されている「建物」救助です。

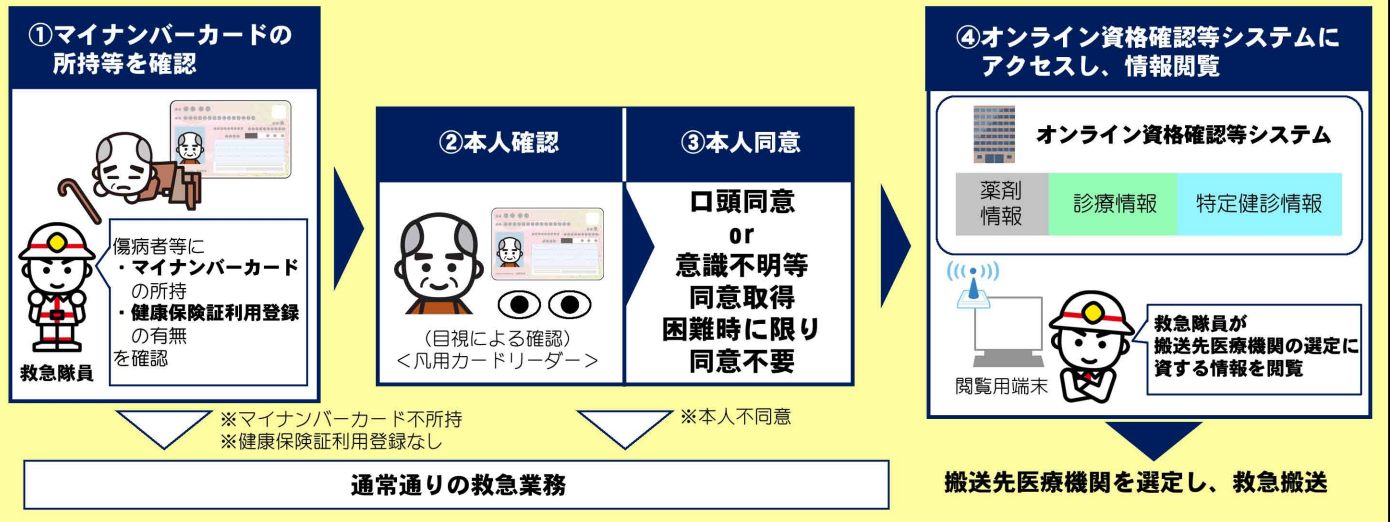


## 実証事業イメージ図

### 1. 実証開始前の準備



### 2. 実証事業の活動イメージ



### マイナ救急実施期間

実施時期は未定ですが、令和7年度中の約2ヶ月間（期間は延長する場合があります）を予定しております。

実証事業の期間が決定しましたら、別途、お知らせします。

# 求む！消防士！

## 令和8年4月採用 消防職員募集

- ・人数 6名程度
- ・受験年齢資格上限30歳まで引き上げ！
- ・一次試験内容で教養試験を廃止！
- ・適正検査・体力テスト・作文を実施予定！

問合せ先 総務課 0587(95)3400

くわしくは、ココをチェック⇒⇒⇒



丹羽消防署は **50th ANNIVERSARY NIWA F.D.** 今年の10月で創立50年をむかえます

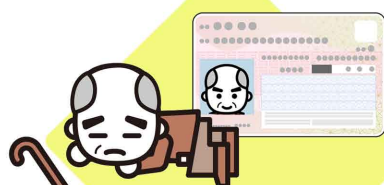
# マイナンバーカードを活用した 救急活動の実証事業を予定しています

丹羽広域事務組合消防本部では総務省消防庁のマイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」を活用した救急活動の実証事業を予定しています。

今の救急現場では、患者ご本人やご家族から受診歴などを口頭で確認していますが、ご本人の症状によっては説明できなかったり、服用している薬をご家族が把握していないこともあります。

この実証事業に参画することで、救急隊員が専用端末でマイナ保険証を読み取り、医療情報のシステムにアクセスし、患者の情報を医療機関へ伝えることができるようになるため、救急活動の迅速化や円滑化につながります。

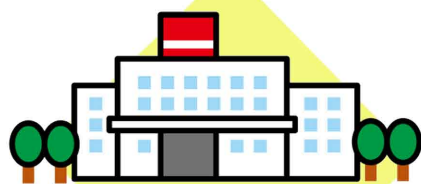
## 【マイナ保険証を活用するメリット】



傷病者本人の情報を  
正確に伝えられる



病院の選定や搬送中の  
応急処置を適切に行える



搬送先病院で治療の  
事前準備ができる

マイナ保険証を活用することで、傷病者の服用薬・診療などの正確な情報を確認することができます。また、病院の選定や搬送中の応急処置を適切に行えることができ、搬送先の病院で治療の事前準備をすることができます。

## 実証事業のしかた

救急隊員が傷病者の元に到着して、マイナンバーカードの所持と健康保険証利用登録の両方があるか確認します。

次の（１）または（２）に該当する場合は通常通りの救急業務となります。

- （１）マイナンバーカードと健康保険証利用登録がない。
- （２）本人確認と本人の同意を得られない。

この実証事業は、救急現場で傷病者のマイナンバーカードから医療情報を取得し、救急活動の迅速化・円滑化を図ることを目的としています。マイナンバーカードを所持して、健康保険証の利用登録があり、傷病者本人の同意が得られた場合に行いますので、ご理解とご協力をお願いします。



## ○水道週間○

令和7年6月1日(日)から  
令和7年6月7日(土)は水道週間です。

第67回水道週間スローガンは、



「透き通る  
誇れる水に  
感謝する」

## 水道週間とは…

国土交通省及び環境省、都道府県をはじめ各市町村の全国水道事業体などによって行われる広報活動を通じ、水道の現状や課題について理解を深め、これからの水道事業の取り組みについて協力をいただく目的として、毎年6月1日から6月7日に開催されている行事です。水道部では、地域の皆さまに水道について理解を深めていただくため、広報啓発活動に取り組みんでいます。ぜひこの機会に、生活に欠かせない水の大切さについて考えてみてください。

## 水道の開始・中止は インターネット受付をご利用ください。

水道の開始・中止をする際は、お客様がご持ちのパソコンやスマートフォンからお申込みが可能です。当組合のホームページより画面案内にしたがって入力するだけで簡単・便利なインターネット申し込みができます。

詳しくは、ホームページでご確認ください。



出典 (公社) 日本水道協会

## ・・・消防署からのお願い・・・

令和7年4月14日(月)午後2時30分頃、大口町にある江南丹羽環境管理組合(環境美化センター)にて火災が発生しました。

今回の火災の原因は現在調査中ですが、ごみ収集車両やごみ処理施設での火災の多くが、リチウムイオン電池の発火が原因と言われています。

リチウムイオン電池は強い衝撃を加えると発火する恐れがあります。ひとたび火災が発生すると、甚大な被害が発生し、作業員の人命にかかわる事故に繋がる可能性があります。

**ごみを正しく分別して出すことが、火災を未然に防ぎます。**

リチウムイオン電池が使用されている製品を捨てる場合は、自治体の指定する方法で捨ててください。詳しくは、大口町、扶桑町のホームページ等をご確認ください。

みなさまのご協力をお願いします。



火災の様子



水道部ホームページ <https://www.niwa-suido.jp>



給水人口 58,873 人  
給水世帯 25,359世帯  
令和7年3月31日現在

消防本部ホームページ <http://www.niwakouiki.jp>



火災件数 8件  
救急件数 684件  
令和7年1月1日から  
3月31日まで

### 『公文書公開状況について』

令和6年度については、情報公開の請求はありませんでした。

今後も皆様に必要な情報を提供し、情報の共有ができることを目標としています。

問合せ先 総務課 ☎ 0587-95-3400

### にわKOUIKIだより 第47号

発行：丹羽広域事務組合  
編集：広報編集委員会  
☎ 0587-95-3400